

令和3年度ふじみ衛生組合人事行政の運営等の状況を公表します。

ふじみ衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年ふじみ衛生組合条例第3号）に基づき、令和3年度の状況を公表します。

会計年度任用職員を除く職員が公表の対象となります。

1 任免及び職員数に関する状況

職員数17人（うち2人は再任用職員）

なお、ふじみ衛生組合の職員は、構成市である三鷹市及び調布市からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）並びにふじみ衛生組合の固有職員である再任用職員で構成されており、それ以外の固有職員の採用はありません。

2 人事評価の状況

派遣元が実施する人事評価の方法により、人事評価を実施しました。

3 給与の状況

(1) 職員給与の状況

| 給 与 費 | | | | | |
|------------|--------------|--------------|----------------|--------------------------|------------------|
| 給 料 円 | 地 域 手 当 円 | 扶 養 手 当 円 | 管 理 職 手 当 円 | 時 間 外 ・ 休 日 勤 務 手 当 円 | 期 末 勤 勉 手 当 円 |
| 68,972,618 | 11,171,063 | 876,000 | 4,626,000 | 3,009,248 | 30,122,552 |

| 給 与 費 | | | 共 済 費 円 | 児 童 手 当 円 |
|--------------|--------------|-------------|------------|--------------|
| 住 居 手 当 円 | 通 勤 手 当 円 | 計 円 | | |
| 180,000 | 2,154,684 | 121,112,165 | 23,988,322 | 480,000 |

(2) 平均給料月額及び平均年齢

| 区 分 | | 一 般 行 政 職 |
|---------------------|-----------------|-----------|
| 令 和 4 年 3 月 1 日 現 在 | 平 均 給 料 月 額 (円) | 370,680 |
| | 平 均 給 与 月 額 (円) | 474,213 |
| | 平 均 年 齢 (歳) | 49歳 9 月 |

(3) 特別職の給料・報酬

| 区分 | 月 額 | |
|----|------|---------|
| 給料 | 管理者 | 64,000円 |
| | 副管理者 | 60,000円 |
| | 参与 | 51,000円 |
| 報酬 | 議長 | 51,000円 |
| | 副議長 | 46,000円 |
| | 議員 | 42,000円 |

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間は、原則として休憩時間を除く1日7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）の週5日勤務です。ただし、業務の繁忙の状況によっては、時間外勤務で対応します。休暇制度は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇（無給）に大別されます。特別休暇は、出産や結婚など特別の事由がある場合に認められる休暇で19種類あります。

(1) 時間外勤務時間数（職員1人当たり月間）

8.7時間

（注）時間外勤務時間数は、時間外勤務手当の対象となる係長職以下の職員の平均です。

(2) 年次有給休暇取得日数

| | |
|--------|-------|
| 平均当初日数 | 39.6日 |
| 平均取得日数 | 16.1日 |
| 平均取得率 | 40.8% |

（注）1 令和3年1月1日～12月31日の間在職していた職員が対象です。

2 平均当初日数とは、その年（1月1日～12月31日）の取得可能日数（前年からの繰越分を含む。）の平均を、平均取得日数とは、その年の取得日数の平均を表すものです。

5 休業に関する状況

女性職員1人が部分休業を取得しました。

6 サービスの状況

サービスとは、公務員が仕事をするうえで守らなければならない義務のことです。民間の労働者に課されていない義務が課されているほか、民間の労働者に認められている憲法上の権利が一部制限されています。なお、サービスに違反した例はありません。

【サービスに関する基本原則の概要】

職務専念義務／信用失墜行為の禁止／営利企業等の従事制限／
争議行為等の禁止／守秘義務／政治的行為の制限

7 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持の観点から職員に行われる免職、降任、休職及び降給の処分のことです。本人の故意又は過失は要件ではありません。懲戒処分とは、公務秩序の維持の観点から行われる免職、停職、減給及び戒告の処分のことで、こちらは本人の故意又は過失を要件としています。いずれの処分も本人の意思にかかわらず行われる不利益な処分のため、厳格な手続きのもと厳正に行われます。なお、分限及び懲戒処分の例はありません。

8 退職管理の状況

営利企業等に再就職した元職員が、離職前5年間の職務に属する契約等の事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどは禁止されています。なお、禁止事項に該当する例はありません。

9 研修の状況

派遣元が実施する研修に参加するほか、専門研修を受講しました。
詳細は次のとおりです。

派遣元が実施した研修

| | 研修名 | 受講者人数 |
|-----|----------|-------|
| 三鷹市 | 人権啓発研修 | 1 |
| 調布市 | 係長職研修 | 1 |
| | 中堅職員実務研修 | 1 |
| | 再任用職員研修 | 1 |

専門研修

| 研修名 | 受講者人数 |
|--------------------------------|-------|
| 安全衛生推進者養成講習 | 1 |
| 廃棄物処理施設技術管理者講習 | 2 |
| 東京都公害防止管理者講習（一種） | 2 |
| 廃棄物の焼却施設に関する業務（ダイオキシン類）に係る特別教育 | 1 |
| 技術管理者等スキルアップ研修会 | 2 |

10 福祉及び利益の保護の状況

派遣職員は、東京都の26市5町8村及び31の一部事務組合により構成される東京都市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は法律に基づき健康保険や年金に関する業務などを行っています。

また、ふじみ衛生組合では、派遣職員の福利厚生事業を実施するため、三鷹市職員互助会に加入しています。

職員の健康管理としては、法律に基づく定期の健康診断などを実施していません。

公務災害・通勤災害については、過去5年間において発生していません。